

そば「長野S8号」及び「桔梗11号（長野S11号）」栽培要領

平成28年1月20日 27農技第551号
改定 令和2年2月19日 元農技第636号

1 目的

この要領は、「長野S8号」及び「桔梗11号（長野S11号）」（以下、『「長野S8号」等』という。）の栽培基準について定め、「長野S8号」等の栽培を円滑に行うことを目的とする。

2 栽培計画の提出

「長野S8号」等の栽培を希望する者又は生産者団体（以下「生産者」）は、別に定める様式による栽培計画を、所管の地域振興局を通じて長野県農政部長に提出する。農政部長は、計画書の妥当性を判断した上で、種子配布予定数量を回答する。

なお、本栽培要領に基づき「長野S8号」等の栽培を希望する生産者は「信州ひすいそば振興協議会」に加入するものとする。

3 栽培基準

（1）栽培面積

産地形成を推進するため、集団的に栽培することとし、1生産者における栽培面積は、概ね1ha以上とする。

（2）交雑防止対策

他品種との交雑を未然に防ぐよう万全を期すため、「長野S8号」等の栽培ほ場は、他のそば品種が栽培されているほ場から2km以上離れた場所を基本（長野県におけるそば採種ほ場設置基準を準用）とする。

なお、「長野S8号」等の栽培計画地から2km以内にある他品種そばを栽培する者との間で同意・調整が取れている場合には、2km以内であっても「長野S8号」等の栽培を可とするが、この場合においても他品種とのほ場距離が300m以上離れていること（長野県主要穀類等指導指針で定めている距離）とする。

また、「長野S8号」等以外の品種と混播はしないこと。前作として他品種そばを栽培していた場合は、は種前に耕起を繰り返し実施するなど、こぼれ種による他品種の混入を防ぐための対策を講じることとする。

（3）自家採種の制限

「長野S8号」等の種子は、一般社団法人長野県原種センターが生産した種子を使用し、自家採種は行わないこととする。

(4) 適正な栽培管理

標高・地域等を踏まえた適期播種、排水対策等栽培における適正管理を行い、適期収穫による高品質・安定生産に努めることとする。

4 乾燥・調整

(1) 他品種の混入防止

他品種の混入がないよう、「長野S8号」等と他品種を区別して乾燥・調整を行うこととする。

(2) 品質向上対策

仕上げ水分は16%を目標とする。また、風味を損なわぬよう配慮して乾燥作業を行うこととする。

また、夾雑物や未熟粒の選別・除去、がくの除去(磨き作業)を実施することとする。

5 保管・流通

乾燥調整後、他品種と混同しないよう明確に区分して保管・流通することとする。

6 記録簿の整備と保存

(1) 記載必要事項

種子購入数量、購入日、販売・供給先の名称、出荷数量、出荷日等作業の記録・交雑防止対策(耕起回数等)、は種日、収穫日、乾燥方法等)

(2) 保存期間

出荷日から2年間

7 生産物の供給先

生産者は、生産物の供給先との調整を予め実施することとする。

供給先は「信州ひすいそば振興協議会員」を基本とし、長野県内で消費されるよう配慮することとする。

8 調査の受け入れ

生産者は、長野県農政部及び地域振興局等が必要に応じて行う、栽培状況等調査に応じることとする。

9 申請上の留意点

周辺で栽培される他のそば品種への交雑や、栽培、乾燥調製、保管・流通等の問題が生じた場合には、生産者(又は作業実施者)自らが誠意をもって対応し、解決にあたることとする。